

# 強者の戦略

日本史の岡上です。

さて、第 33 回となる今回は 2017 年の東大日本史の第 3 問を取り上げてお話をしていきたいと思います。さあ、1 週間、しっかり問題を考えてみてください。

## 【2017 年度 東京大学 文科前期 第 3 問】

次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。解答は、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- (1) 17 世紀後半頃には、農村においても夫婦とその親・子世代を中心とする「家」が広く成立し、家業と財産を代々継承することが重視されるようになる。当主は家を代表して年貢や諸役をつとめ、村の運営に参加した。
- (2) 江戸近郊の S 村では、1839 年から 1869 年の間に、81 件の相続が行われた。相続者は、前当主の長男が 46 件と過半を占めたが、次男 (4 件)、弟 (3 件)、母 (4 件)、妻 (後家) (6 件)、養子 (8 件) などが相続する例もあった。
- (3) 上の例では、家族内に男性がいないときには女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合などには、女性の相続がみられた。
- (4) S 村では、男性当主は家名として代々同じ名前を継ぐことが多かった。平左衛門が死亡し、妻のひさが相続した例では、家ごとの構成員を示す宗門人別改帳には、「百姓平左衛門後家ひさ」と亡夫の名前を肩書きに付けて記された。一方、村の取決めや年貢などの書類には「平左衛門」の名前のみが書かれた。

### 設 問

- A S 村では家の相続者はどのように決められていたか。2 行以内で述べなさい。
- B 村と家において女性はどのように位置づけられていたか。(4) で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことをふまえ、3 行以内で述べなさい。